Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 18 2004年04月12日

台湾特許法施行細則改正

2003年2月6日付改正特許法（以下、本法という。）において、異議申立制度の廃止、実用新案の無審査登録制度への移行など大幅な改正が行われたのに伴い、特許法施行細則について修正を行い、この度2004年4月7日付で経済部令にて公布され、本法と共に2004年7月1日より施行されることになりました。

その改正の主な点を下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 章節の加入及び条文記載順の変更

総則、出願及び審査、特許権、公開及び公告、付則の5章に規定した。

2. 異議申立に係る規定の削除

3. 出願手続きの緩和

申請書に発明者（考案者、創作者）について国籍を記載すれば、住所又は居所を上申する必要が無くなった。

分割出願に係る発明者（考案者、創作者）による宣誓書は、本法に合わせて手続きの要件から削除された。

意匠の請求の範囲（「図面に示す（物品の名称）意匠である」）及び図号の記載が不要となった。

2004年以降発行の特許証書に請求の範囲及び図面が添付されなくなったため、その特許証書においては、特許付与後に明細書又は図面の訂正が許可されたときは、その特許証書を提出する必要が無くなった。

3. 請求項の記載形式

4－1. 複数の技術的特徴と組み合わせた特許請求の範囲の記載に係る規定の新設

複数の技術的特徴を組み合わせた発明の特許請求の範囲における技術的特徴について、手段機能的表現又はステップ機能的表現（Means or Step Plus Function）をもって特定することができる。特許請求の範囲を解釈するときは、詳細な説明に記載の当該機能に対応する構成及び材料、又は作用及びその均等する範囲を含めなければならない。

4－2. 二部分形式による請求項の記載に係る規定の新設

独立項を二部分形式（two－parts form）で記載する場合は、その前段部（preamble）に請求する標的及び従来技術と共有する必要な技術的特徴を含めなければならず、その技術的特徴部分を「～に特徴がある」で表さなければならない。

Inserted Text is here.

5. 優先権出願に基づく補正に伴う出願日の認定

明細書に部分的な脱頁又は図面に部分的な欠落があるときは、補正した日を出願日とみなす。但し、その補正を行う箇所が優先権主張した基礎出願に見られるときは、原出願日を出願日とすることができる。

出願当初に明細書又は図面を提出しなかった、即ち部分的な脱頁又は部分的な欠落でない場合は、優先権主張したとしてもその補正を行った日に出願日が繰り下がる。

6. 二つ以上の発明が属する一つの広義の発明概念の解釈

二つ以上の発明が一つの広義の発明概念（a single general inventive concept）に属するとは、二つ以上の発明が技術上相互に関連し、一つの又は複数個の同一又は対応する技術的特徴、且つ従来技術に対し特許性を有する特定の技術的特徴を含むことをいう。

7. 特許付与後における特許権（実用新案権、意匠権）の分割に係る規定の削除

8. 二つ以上の発明が属する一つの広義の発明概念の解釈

特許付与査定後、法定期限内に規定の特許証書費用等を納付すれば公告されると共に特許証書が発行されることにより、直ちに特許権を取得できるため、仮権利を表示する必要が無くなった。

なお、登録番号は公告公報における公告番号とする。

9. 実用新案技術評価制度に係る規定の新設

実用新案技術評価書の請求に係る申請書に出願番号、考案の名称、請求人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所又は営業所、代表者氏名、代理人の氏名及び事務所名、並びに請求人が実用新案権者であるか否かを記載しなければならない。

実用新案技術評価書には、登録番号、出願番号、出願日、優先日、技術評価書の請求日、考案の名称、実用新案権者の氏名又は名称、住所又は居所又は営業所、代理人の氏名、請求人の氏名又は名称、審査官の氏名、国際特許分類、先行技術調査を行った文献の範囲及び評価を記載しなければならない。

10. 出願公開の事項の追加

出願日（優先権主張がある場合は優先日）から15カ月以内における補正の有無を出願公開の事項として追加した。

11. 公告延期に係る規定の新設

特許出願人は、特許証書費用などを納付する時に、理由を明記した申請書をもって特許主務官庁に対し公告延期を請求することができる。但し、延期の期間は3カ月を超えてはならない。

以上